

【令和4年度実績】

1. 国際的な研究能力・発信力の発展を含む多様な研究活動の推進

「研究」

No.22 (3)-1 優秀な若手研究者の活躍促進

実績報告

(1) 国際的な研究能力・発信力の発展

1) 労働法国際セミナー

桑村裕美子教授(令和4年1月よりディスティングイッシュトリサーチャー)が受入教員となり、令和5年2月24日から3月13日まで、日本学術振興会・外国人招へい研究者(短期)としてパリ第一大学のフランシス・ケスラー(Francis KESSLER)氏を採用した。

また、桑村教授を責任教員、ケスラー氏を講師として、2月28日から3月7日まで、対面およびハイブリッドによる「フランス労働法及びヨーロッパにおけるプラットフォーム労働に関する国際セミナー」(Special seminar on French labour law and platform work in Europe)を開催した。このセミナーは、デジタル化の進展により拡大しつつあるインターネット上の特定の空間(プラットフォーム)で仕事を請け負い就労するプラットフォーム労働について、先進国で初めて立法的対応を行なったフランス法の最新の動向やEU法の展開について講演と討議を行うものであり、一部を除いて大学院生にも聴講を認めるものである。

[Schedule \(Prof.Kessler\).docx](#)

2) 日仏学術フォーラム

令和4年9月8日・9日の両日にわたり、パリ第一大学を会場として、日本学術振興会およびパリ第一大学との共催により、日仏学術フォーラム「技術革新とパラダイム・チェンジに直面する法学・政治学」(Forum franco-japonais: Nouvelles technologies et changements de paradigme en droit et en sciences politiques)を開催した。本学からは、コーディネーター兼報告者として嵩さやか教授が参加し、植木俊哉教授(理事・副学長)があいさつを行ったほか、フランスで在外研究中の2名の准教授がポスト・フォーラムで報告をした。

フォーラムは日仏の研究者を中心に30-40名程度が参加をし、社会保障法・民法をはじめとする諸領域について学術交流を深めた。

[日仏学術フォーラム booklet_draft.pdf](#)

3) 若手研究者の在外研究支援制度の運用

令和3年2月の法学研究科運営会議で、准教授が在外研究を行う際の経済的支援制度を新たに設けることが決定された。令和4年度に制度の内容が取りまとめられ、准教授2名に給付金が支給された。

この制度は、同窓生からの寄附によって創設された「法学研究科学生支援基金」に令和3年度中に追加寄附があったことを受けて、若手研究者の国際的な研究能力・発信力のさらなる発展を目的として設けられたものであるが、給付を受けた准教授2名は、在外研究先のフランスにおいて、上記日仏学術フォーラムに参加しており、国際的な研究発信を果たしている。

(2) 各賞の受賞

令和4年度は、法学研究科所属教員・名誉教授による受賞が相次いだ。研究活動を推進・奨励してきた成果の一端が現れたものである。

1) 2022 年度日本公共政策学会 学会賞 著作賞

西岡晋教授が著書『日本型福祉国家再編の言説政治と官僚制：家族政策の「少子化対策」化』（ナカニシヤ出版、2021 年）により、2022 年度日本公共政策学会 学会賞 著作賞を受賞した。家族政策を言説政治論に依拠して分析しつつ、言説をアクターの政治的資源とみなして政策過程を把握する視点を提供したことが高く評価されたものである。なお、西岡教授は、2019 年 9 月から 2 年間、科研費・国際共同研究加速基金（国際共同研究強化(A)）による研究の一環として、ドイツ（ヘルティ・スクール・オブ・ガバナンス）にて在外研究を行っている。

2) 第 12 回（2022）年度新日本法規財団奨励賞（会社法制分野・最優秀）

石川真衣准教授が論文「サステナビリティ・ガバナンスをめぐるフランス企業法制の最新動向：2019 年 PACTE 法とその後」により、第 12 回（2022）年度新日本法規財団奨励賞（会社法制分野・最優秀）を受賞した。同賞は、会計・税制分野および会社法制分野を対象に、法律学の発展に顕著な貢献が認められる若手研究者や実務家の調査研究を表彰するものある。

3) 第 18 回（2022 年度）商事法務研究会賞

池田悠太准教授が論文「事実的基礎としての意思とその法的構成：サレイユ民法学における法学的なもの(1)-(10・完)」により、第 18 回（2022 年度）商事法務研究会賞を受賞した。同賞は、若手（40 歳未満）の法学研究者・法律実務家の養成を目的として、民法等の分野を対象に、学術的に特に優れた研究成果と認められたものに授与されるものである。なお池田准教授は、令和 4 年 9 月より、フランスにて在外研究を行っている。

いずれも若手・中堅教員に対して、在外研究の機会を与えるなど、研究科としてその研究を積極的に奨励してきた成果の一部といえる。

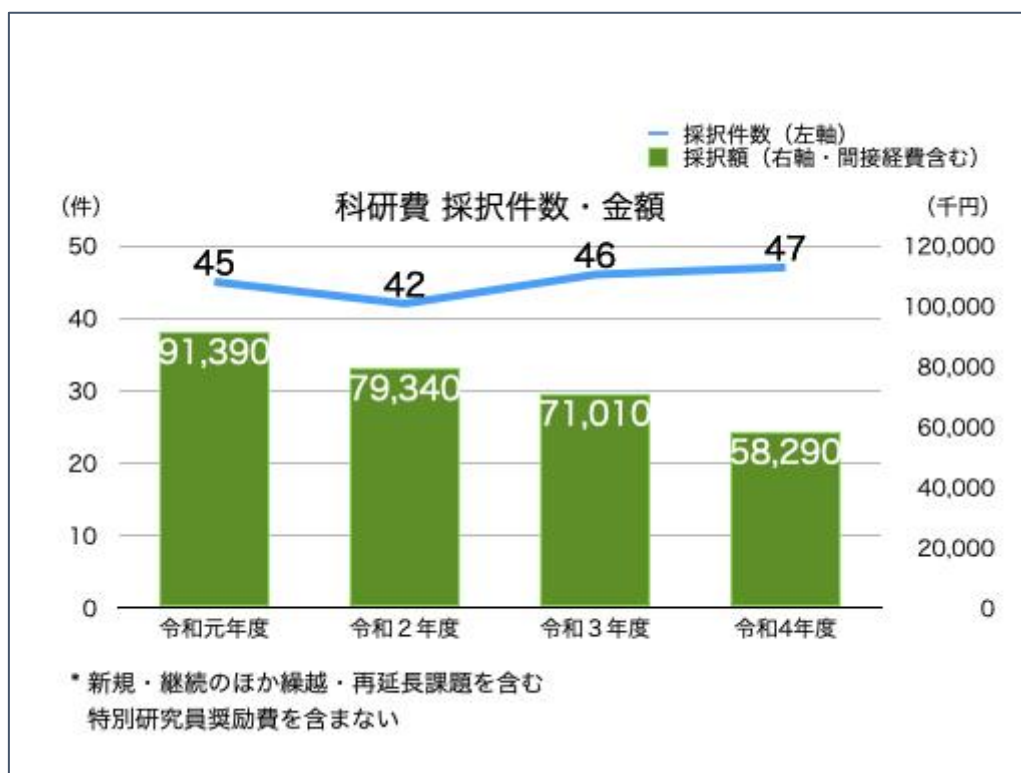
4) 令和 4 年度文化功労者

さらに、長年にわたり本学法学部・法学研究科で研究を重ねてきた小山貞夫名誉教授が令和 4 年度文化功労者に選出された。イングランド法制史学を日本に根付かせ、法制史学と経済史学を有機的に結びつけ、西洋史学に新しい分野を切り開くなど、日本の法学の発展に多大な貢献をしたことがこのたび主な功績として認められている。

(3) 科研費採択率

研究担当副研究科長のイニシアティブのもと、特に大型科研費の申請について組織的に対応している。

本研究科教員（科研費研究者番号が付与されない実務家教員を除く）が研究代表者を務める研究課題に関する科学研究費の採択状況は、以下のグラフに示すように、採択額の減少は見られるものの、採択件数は、一昨年度（42 件）、昨年度（46 件）を上回る 47 件であり、依然高い数値を誇っている（繰越・再延長課題を含み特別研究員奨励費を含まない）。さらに、大型科研費（基盤研究(A)）の採択件数は、前年度と同じ 4 件であり、国内の法学研究科の中でもトップクラスの採択件数を維持している。



Schedule (Prof.Kessler).docx, 日仏学術フォーラム booklet_draft.pdf, 科研費採択件数・採択額.jpeg

2. 多様な研究・教育活動に裏付けられた社会への貢献・社会との共創

「社会との共創」

No.06 (2)-4 「社会とともにある大学」としての社会連携の強化, No.14 (3)-1 あらゆる境界を越え、創造的で活力のある研究者・高度専門人材を育成する大学院教育の展開

実績報告

(1) 公共政策大学院における研究・教育と社会との共創

1) ワークショップIIにおける調査研究活動と政策提言報告書の公表

令和4年度は、公共政策大学院の中核科目である公共政策ワークショップIの4つのワークショップ(A「故郷を元気にするオリジナルな地方創生・地域振興政策の研究」、B「孤独・孤立対策の推進に関する研究」、C「我が国の経済安全保障の確保に向けた研究」、D「パラリンピックのレガシーとしてのダイバーシティ&インクルージョン都市の形成に向けた研究(ユニバーサルデザインのまちづくりと心のバリアフリーを目指して)」)において、文献調査、東北地方にとどまらない全国の自治体や政府機関の関係者に対するヒアリング調査、海外研修などの調査研究活動を1年間実施し、中央官庁や地方自治体に対する政策提言の報告書を作成し、公共政策大学院のホームページ <http://www.publicpolicy.law.tohoku.ac.jp/workshop/> において公表した。

2) 最終報告会の実施と新聞への掲載

ワークショップI最終報告会は、令和4年12月19日・20日の両日にわたり行われた。昨年度に引き続き4つのワークショップ全てが対面で行われ、同時にYouTube Liveによる配信を行った(延べ視聴者142人)。北鹿新聞においては、最終報告会のほか、令和5年2月10日に秋田県

大館市で行われた現地報告会の模様が記事として掲載され、地域における高い関心を集めた。公共政策ワークショップが、地域との密接な連携のもと、社会的ニーズに即した実践的な教育が実現されていることを示すものである。

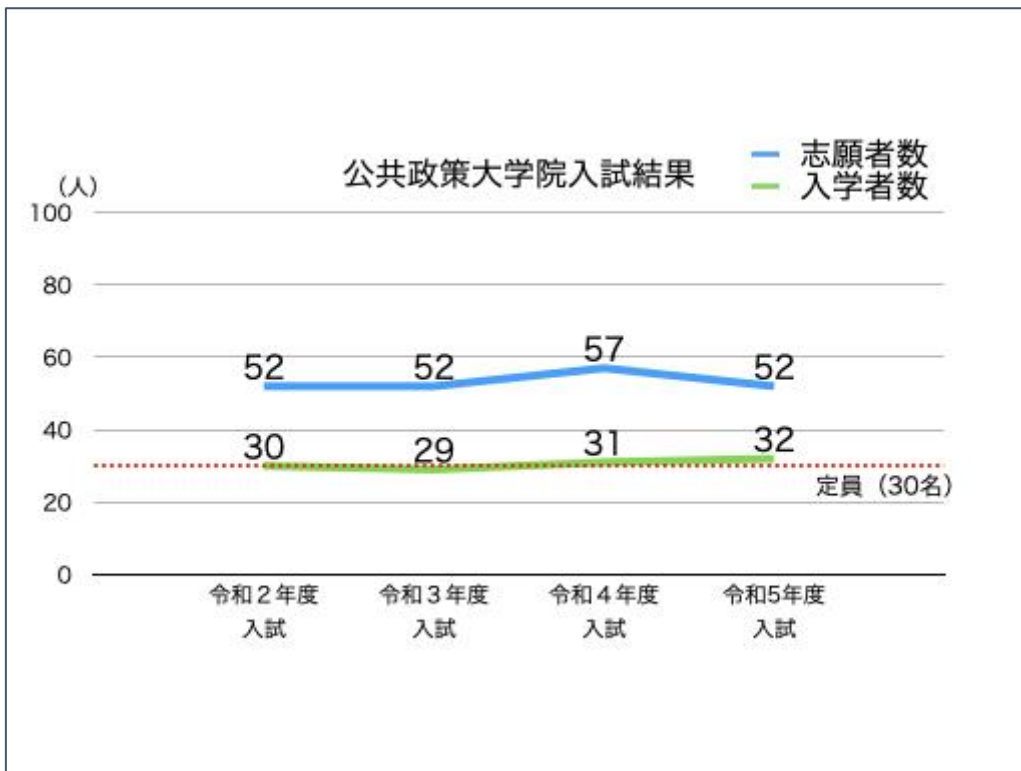
3) ワークショップ成果の展開

令和5年3月10日から12日に仙台国際センターで開催された第3回世界防災フォーラムにおけるカンファレンスで、令和3年度ワークショップC参加院生の有志が、「Build Back Better(より良い復興)を目指す、防災分野を通じた我が国の国際協力を『日本の防災を世界の防災へ』」のタイトルで成果を発表した。

また、令和4年度ワークショップからは、有志院生により学生ボランティア団体「公共空間ポッチャプロジェクトD&I(ダイバーシティ&インクルージョン)」が結成され、令和4年度以降も継続して、ポッチャ体験会などを通じたにぎわい創出の活動を継続する。令和5年2月4日のポッチャ仙台市長杯に参加した模様が、3月3日付け河北新報に掲載された。

4) 公共政策大学院の認知の広がりや志願者数の増加

以上のように、活動成果を着実に挙げ、またそれがマスコミにも継続して取り上げられていることに加え、入試広報に力を入れていることもあり、公共政策大学院は、今年度も例年並みの志願者を集めることができた。



(2) 学生・院生によるサイバー・ボランティア活動

令和4年7月12日、法学部生11名および公共政策大学院生6名が、法学研究科と宮城県警察の連携のもと、宮城県警察大学生サイバー防犯ボランティアに委嘱された。インターネット上に氾濫する違法情報・有害情報のサイバーパトロールを行うため、宮城県警察が大学の推薦を受けた学生に対して委嘱をするものであり、委嘱された学生は、宮城県警察の職員からの近年のサイバー犯罪情勢やサイバーパトロールについて研修を受けながら活動に従事する。活動において

は、児童性被害を招きかねない投稿や特殊詐欺の受け子を勧誘する投稿を見つけて被害を未然に防ぐなどの成果があり、12月21日には、団体としての東北大学と公共政策大学院生1名・法学部生3名が、顕著な実績があったとして宮城県警から感謝状を贈呈された。委嘱式および感謝状贈呈式はKHB東日本放送やTBC東北放送、河北新報などによる取材も行われた。

(3) 研究者教員・実務家教員による成果の社会還元

1) 法科大学院所属教員による法曹継続教育プログラム

法科大学院では、公開講座として「法曹継続教育プログラム」を開講している。これは、東北地方で活躍する若手・中堅弁護士が、最新の法的課題に対応し、法曹として活躍するために必要な法的知識やスキルを修得することを目的としたものであり、開講テーマなどについては仙台弁護士会法曹養成特別委員会などと意見交換を行いながら決定している。

令和4年度は、民事法修得プログラムとして「民事法における立法の動向」とのテーマのもと、4名の民法教員が物権法、消費者法、親族法、相続法の各分野について4週にわたって講座を提供した。受講者は49名であり、近年法改正が相次いだこれらの領域についての最新知識を提供し、弁護士の養成に対する寄与を果たした。

2) 実務科教員による知財セミナー

知財に関する基本的内容から先端的な法的問題まで、企業や大学の知財戦略にかかわる様々な情報を社会に提供することを目的として、本学産学連携機構企画室と法学研究科実務家教員である戸次一夫教授が東北大学知財セミナーを主催しており、令和4年度中には、昨年度に引き続き、第19回(4月18日)から第33回(2月25日)までの定例回15回と臨時会1回がオンラインで開催された。知的財産に興味のある人は、教職員・学生に限らず誰でも参加可能であり、のべ5133名の参加を集めた。

さらに令和5年3月13日には、東北大学知的財産シンポジウム2023「我が国の研究開発、社会実装の競争力強化に向けた国際オープンイノベーションの推進に向けて」(主催:東北大学産学連携機構)が開催され、法学研究科からは、坪原和洋教授がパネルディスカッションのモデレーターとして参加した。シンポジウムはZoomウェビナーとして開催され、388名が参加登録した。

(4) 国・地方公共団体の行政・立法・政策形成への寄与

本研究科教員の優れた研究活動は、今年度も、国及び地方公共団体の立法・行政・政策形成各分野において各種の委員を務めるという形で活用され、社会還元された。令和4年度中に新たに就任した委員は添付の一覧表の通りである。

[令和4年度国及び地方公共団体における委員就任一覧.pdf](#)

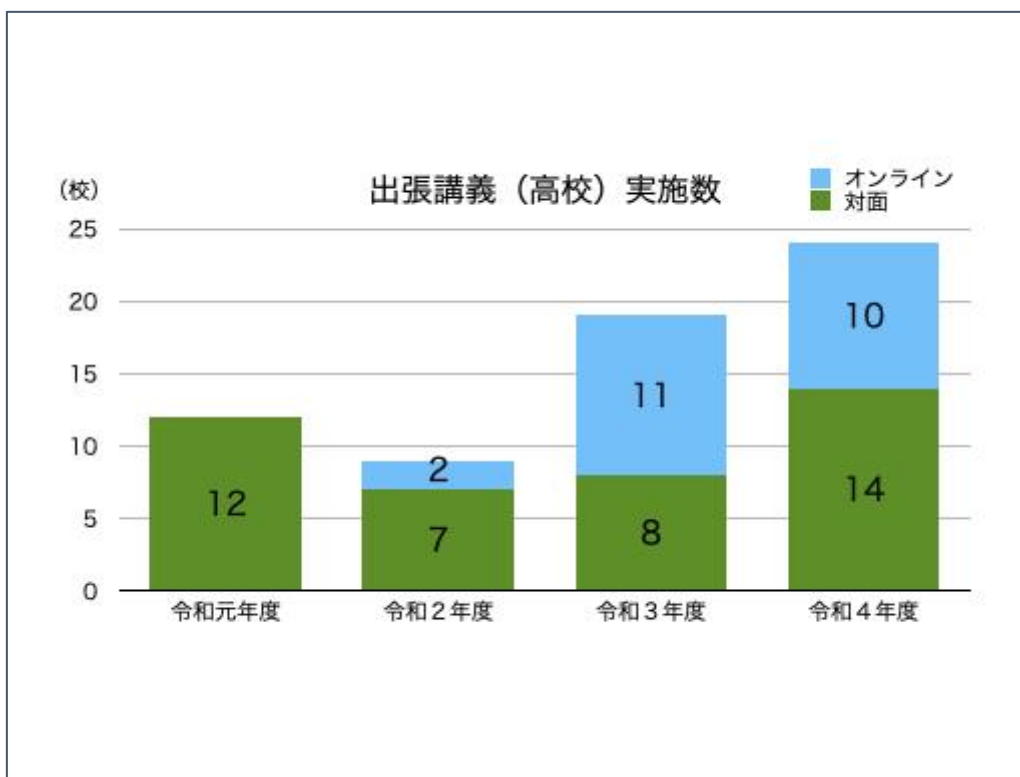
特筆すべき例を挙げれば、法務大臣の諮問機関であり各種の立法提案について審議する法制審議会・家族法制部会において2名の法学研究科教員が幹事を、1名が関係官(法務省民事局調査員)を務めている。同部会においては、令和4年11月に、親権のあり方など親子法制の見直しに関する中間試案を公表し、各種報道において注目を集めた。

さらに、一覧表には掲げていないが、昨年度に引き続き今年度も、3名の教員が令和4年司法試験考査委員に、5名の教員が令和4年司法試験予備試験考査委員にそれぞれ任命されているなど、各種国家試験の運営にも貢献している。

(5) 出張講義(高大接続授業・模擬授業)の積極的な実施

新型コロナウイルス感染症拡大により令和2年度には出張講義の依頼が大きく落ち込んでいたが、令和3年度には、オンラインによる出張講義という新たな実施形態が登場したことにより、実施件数が大幅に増加した。令和4年度は、オンライン実施件数が前年度並みであったところに加えて、対面実施の依頼が回復したことから、前年度の19件をさらに超える24件(対面14件、オンライン10件)の出張講義を行った。研究によって得られた社会科学上の知見を高校生にもわか

りやすく伝える機会を拡大させているとともに、18歳人口が減少する中で、法学部への興味・関心を喚起し、学部入試志願者数を維持することにも寄与するものと考えられる。



入試結果グラフ(新年度確定).jpeg, 令和4年度国及び地方公共団体における委員就任一覧.pdf, 出張講義(高校)実施数.jpeg

3. 法科大学院・法学部の法曹養成連携協定の着実な実行と経済的支援等の拡充による成果

「教育」

No.14 (3)-1 あらゆる境界を越え、創造的で活力のある研究者・高度専門人材を育成する大学院教育の展開

実績報告

(1)法科大学院による質の高い法曹志願者の確保と司法試験合格率の向上

1) 司法試験合格率の向上

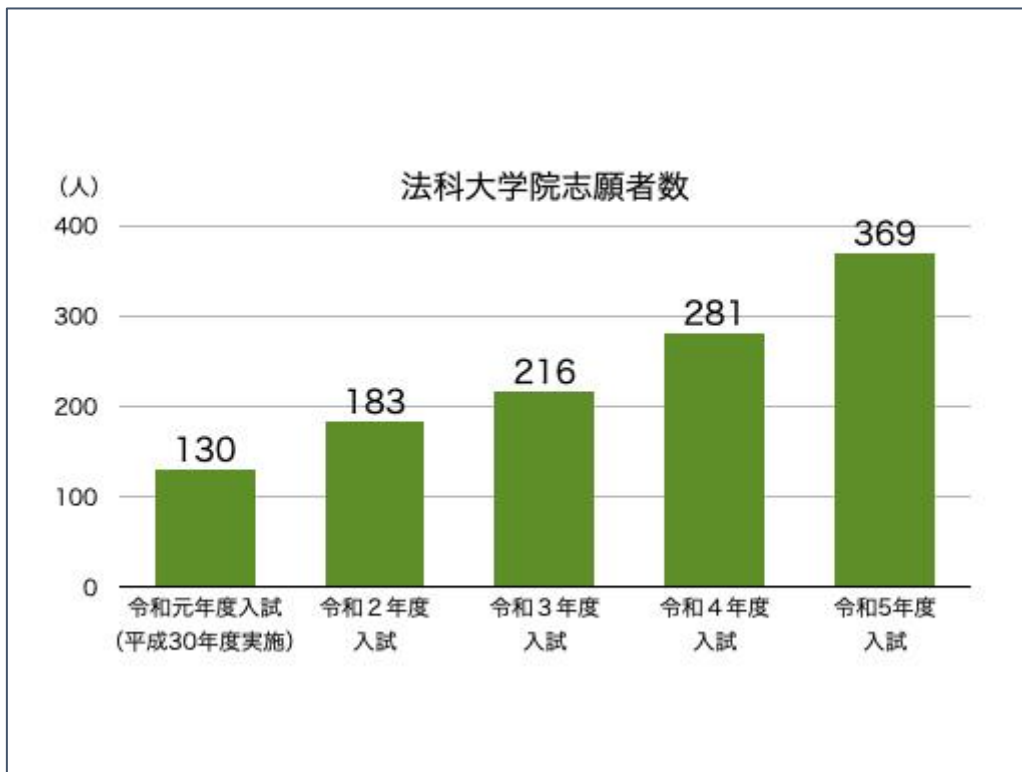
令和4年度司法試験合格率は56.25%に達し、法科大学院出身者平均合格率37.65%を大きく上回る好成績をあげた。大学院別合格率順位は昨年度と同じ5位(国立大に限れば4位)と、高い水準を維持した。さらに、法科大学院修了直後の司法試験合格率は、65.6%であり、平成30年度29.4%、令和元年度45.8%から大きく改善している。質の高い法曹志望者を獲得するとともに、法科大学院における教育課程が充実したものであることが現れている。



2) 法科大学院における経済支援制度の充実と法曹志望者の確保

令和4年度も法科大学院入試の成績上位合格者に対する奨学金給付(1,086,000円)による経済的支援を継続した。令和4年度入学者のうち26名(未修者コース6名、既修者コース20名)が給付を受けた。

平成29年度に本制度が導入されて以降、志願者数、入試倍率、定員充足率が大きく改善するとともに、前述の通り司法試験合格率の大幅な向上にも影響を与えている。これらのことは、入試出願者の一貫した増加につながっており、令和4年度中に実施した令和5年度入試においては、志願者が369名(前年度281名)、入試倍率は3.43倍(同2.10倍)に達した。様々な取り組みが相まって、質の高い法曹志望者を獲得し、それがまた司法試験における好成績につながるという好循環が生じている。



(2) 法曹養成連携協定の着実な実行

1) 学部法曹コースの運用

法学部・法曹コースは、東北大学法科大学院との法曹養成連携協定に基づいて令和2年度に当時の2年生を第1期生として導入されたものであるが、令和4年度は、前期登録期間終了時点で2年生43名、3年生44名、4年生46名と、いずれも予定された定員(30名)を超える登録者を集めており、制度が順調に運営されている。

また令和3年度の1名に続き、令和4年度には2名が連携協定を踏まえた基準に基づいて早期卒業を果たし、本学法科大学院・特別選抜(5年一貫型)に合格した。このほか第1期生(4年生)16名がコース修了要件を満たして卒業した(第1期生は前述の通りこのほかに1名が早期卒業している)。なお進学先などの詳細情報は新年度をまって確定する。

2) 法曹志望者に対する経済的支援

学部においても質の高い法曹志望者に対する経済的支援を行うため、「川内法曹志望者支援基金」を財源として平成30年度に東北大学法学部法曹志望コース奨学生制度を創設し、令和2年

度の法曹コース導入からは法曹コース登録者を対象とした制度に切り替えて、半期ごとに、早期卒業が見込まれる優秀な成績を収めた学生に48万円(8万円×6ヶ月)の奨学金を支給している。

令和3年度から令和4年度にかけてこの奨学金を受給した学生3名のうち、2名が前述のように東北大学法科大学院特別選抜(5年一貫型)に合格をし、早期卒業により進学を果たした。奨学金制度が目的通りに機能していることがうかがわれる。令和4年度においては、前記学生(3年生)3名に加え、2年生2名に奨学金を支給することを決定した。

3) 法科大学院・特別選抜の実施

法科大学院では、東北大学法学部及び新潟大学法学部とそれぞれ締結している法曹連携協定に基づいて、令和5年度入試として法曹基礎課程特別選抜をおこなった。特別選抜(5年一貫型)では、東北大学法学部から5名が出願し前述の早期卒業生2名を含む3名が合格、新潟大学法学部から2名が出願し1名が合格した。

さらに、連携協定校以外の法曹コース出身者からも志願を受け付ける特別選抜(開放型)は、27名の志願者を集めた(合格者は3名)。新しい制度の中でも、本学法科大学院が魅力的な進学先として法曹志望者に選ばれていることがうかがわれる。

 [司法試験合格率.jpeg](#),  [修了直後司法試験合格率.jpeg](#),  [法科大学院志願者数.jpeg](#)

4. 多彩な教育活動・学生支援の推進とその環境整備

「教育」

No.14 (3)-1 あらゆる境界を越え、創造的で活力のある研究者・高度専門人材を育成する大学院教育の展開, No.25 (4)-2 ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンを尊重する「共同参画」体制の構築

実績報告

公共政策大学院・法科大学院のみならず、研究大学院および法学部においても教育成果の向上に向けて、多彩な教育活動と学生支援が行われており、そのための環境も整備されている。

(1) 研究大学院および法学部教育における国際化

1) 国際コースの展開

令和4年度も、「学士・修士5年一貫国際プログラム」内に位置づけられる学部・国際コースの運営を確実に実施し、さらなる充実を図った。同プログラムは「平成30年度国立大学法人機能強化促進費」の申請に伴い平成29年度から着手したものであり、国際コースは、平成30年10月から試行運用、平成31年度(=令和元年度)から正式運用を開始した。

国際コース新規登録者数は、令和4年度においても、新入生オリエンテーション、法学部ウェブサイト、オンラインオープンキャンパス等における広報を積極的に行った結果、昨年度とほぼ同じ12名を集めた。

2) 留学支援

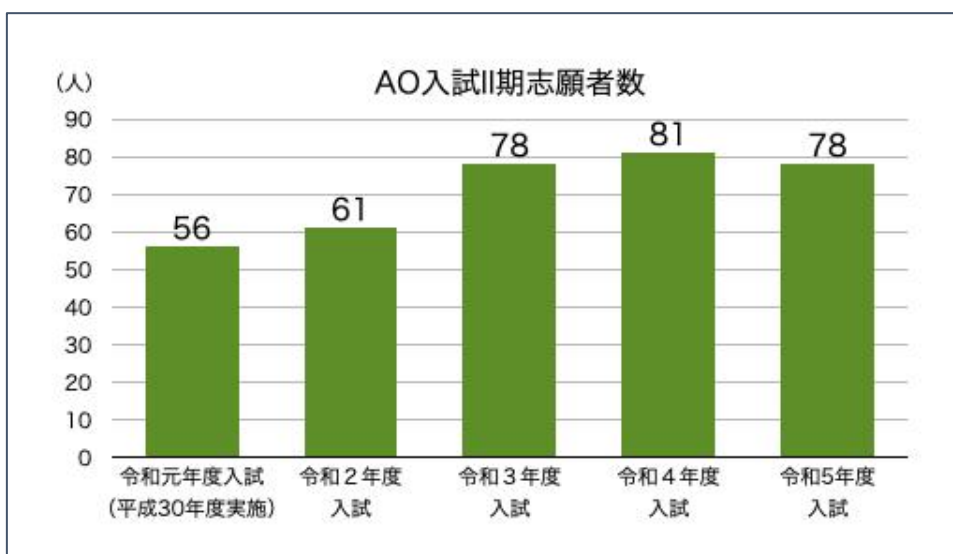
国際コースは、修了の必須条件に「留学」演習を受講し、海外大学へ留学することを掲げている。令和2年度には新型コロナウイルス感染症の影響により、留学に出発した学生は0名となったが、令和3年度には3名、令和4年度には11名の学生が留学に出発した。



学部生・大学院生の留学に対する支援として、JR 東日本寄附金の活用による海外留学等の支援、日本学生支援機構(JASSO)の海外留学支援制度(協定派遣)、公益財団法人トラスト未来フォーラムの海外留学支援奨学金などの多様な奨学金制度を用意している。令和4年度は、JR 東日本奨学金を6名が、Jasso 海外留学奨学金を5名が、トラスト未来フォーラム奨学金を2名が受給した(一部重複受給あり)。

3) AOII 期志願者数の確保

学部入試においては、国際コースでの学修に適した人材の選抜を目的の1つとして、平成31年度(=令和元年度)入試より、英語読解力と論理的思考力を重視した選抜を行うAO入試II期を導入している(令和3年度入試で募集定員を従来の20名から24名に拡大)。オンラインオープンキャンパスや高校での模擬授業等において国際コースについて積極的に広報を行った結果、志願者数は順調に推移しており、令和4年度中に実施した令和5年度AO入試II期志願者数は78名(前年度81名、前々年度78名)となった。



4) 国際共同学位プログラムの継続

令和 4 年度においても、海外連携機関との国際的ネットワークを活用した「国際共同博士課程コース(CNDC)」を継続し、世界で活躍するグローバルリーダーを養成する体制を継続した。令和 2 年度・令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの CNDC 入学予定者の来日が不可能になっていたが、令和 4 年度に令和 2 年度入学生の来日を実現した。また、すでに来日している CNDC 留学生の博士学位取得は順調であり、令和 2 年度の 2 名、令和 3 年度の 1 名に続き、令和 4 年度も 1 名が学位を取得している。

(2) 研究大学院における研究支援の充実

研究大学院では、大学院に在籍する学生によって構成される東北法学会が、研究成果を公表するための媒体として、学術雑誌「東北法学」を刊行している。継続的な刊行を支援するため、東北大学法学部同窓会学術振興基金が出版助成を行っている。令和 4 年度も、第 57 号(令和 5 年 2 月)が刊行され、研究成果発表の機会の確保と就職支援が実現されている。

(3) 多様性を備えた教育スタッフの配置

本研究科における女性教員比率は、従来から高い数値を維持しているが、令和 4 年度は前年度からさらに向上し、女性教員比率(助教以上)は 29.1%(前年度 25.9%)、助手およびクロスアポイントメントを含めた女性教員比率は 29.8%(同 28.9%)に達した。

(4) 学生に対する経済的支援の充実とそのための外部資金の獲得

学部法曹コース生を対象とした川内法曹志望者支援基金、法科大学院奨学金、公共政策大学院における TA 採用制度、そして留学支援といった様々な経済的支援の制度については他の取り組み実績も含めて説明してきた通りである。

その財源の一端として、令和 3 年 4 月に東北大学基金の特定基金として創設された「法学教育研究支援基金」には、令和 4 年度に 11,149,000 円を受け入れた。このうち、のちに述べる法学研究科学生等支援基金に移し替える分を差し引いた額は 1,149,000 円であり、前年度(535,000)の倍の金額を集めることができた。基金の存在が社会に知られるようになったことの現れと考えられる。

「法学研究科学生支援基金」は、1 名の同窓生からの寄附によって設立されたものであるが、令和 4 年度は、同じ同窓生より、前述の法学教育研究支援基金を経由して 10,000,000 円の追加の寄附を受けた。この基金は、法曹コース奨学生制度の原資となっているほか、法学部・法学研究科における学生の教育に有益と考えられる事項などに使用される。

 [国際コース登録者数・留学者数.jpeg](#),  [AOII 期志願者数.jpeg](#)

5. ペーパーレス化による業務改善の取り組み

「業務運営の改善等」

No.46 (1)-2 全学 DX によるデジタル・キャンパスの推進

実績報告

(1) 運営会議・教授会のペーパーレス化試行による業務改善

運営会議については令和 4 年 12 月から、教授会(総合運営調整教授会、研究大学院運営委員会、法科大学院運営委員会、公共政策大学院運営委員会、学部教授会)については令和 5 年 2 月から、試行的に、資料はダウンロード不可の電子ファイルで配布することとし、紙媒体による配布をやめている(令和 5 年度から本格実施する予定である)。これにより、これまでは毎月 1 回のペースで開かれる会議の前日に数名の事務員が半日ばかりで資料を印刷し、会議当日にも事務

員総出で帳合作業を行っていたものを削減することができ、事務業務の大幅な縮小を達するとともに、用紙の購入枚数の削減なども含めた業務改善が見込まれる。

(2) 電子決済・電子保存の開始

文書の決裁・保存に関して、令和4年度から事務長・係長決裁について、電子決裁・電子保存を一部で開始した。これにより業務のDX化が促進され、用紙の購入枚数の減少が見込まれる。

6. 教育業務支援制度、サバティカル制度・在外研究支援制度などを通じた教員の研究時間の確保

「教員の研究時間確保」

No.22 (3)-1 優秀な若手研究者の活躍促進

実績報告

(1) 教育業務支援による教員負担の軽減

法学研究科・法学部では、教員の教育業務を支援することで負担を軽減し、研究時間の確保につながる取組を行なっている。

1) 教材作成補助制度による教員負担の軽減

対面授業で配布するためのプリントの印刷や、紙媒体資料をLMSを通じて配布するためのスキャン作業を行うアルバイト学生を川内キャンパス・法学研究科棟内で雇用し、教員の授業準備のための負担を軽減することで研究時間の確保を図る制度を、令和4年6月から実施した。およそ10か月で78件の利用があり、教員の授業準備に係る時間の削減に貢献した。

2) 公共政策大学院 TA 制度

公共政策大学院では、授業補助にあたるTAの雇用を行なっている(成績優秀者に対する経済的支援としての意味合いも含む制度である)。令和3年度も9名のTAを雇用し、授業資料のコピーやオンライン授業のための機材設定をはじめとする授業補助業務にあたらせた。

3) 法科大学院修了生オフィスアワー制度

法科大学院では、従来から本学法科大学院修了生によるオフィスアワー制度を設けていたが、令和4年度には人数を前年度の5名から8名(うち5名が仙台弁護士会所属弁護士)に拡充した。修了生オフィスアワーでは、院生からの依頼に応じて答案作成の練習その他の指導を行っており、教員の負担軽減に役立っている。

(2) 事務職員による業務の分担を通じた教員の研究時間の確保

令和4年度には、従来教員が担当していた入学試験実施本部総括部電算集計班員としての業務について、事務職員に担当させることができるようになり、実際に担当させた。これにより、教員の研究時間確保に一定の寄与があったものと考えられる。

(3) サバティカル制度・在外研究支援制度

さらに法学研究科では、所属する教員に、まとまった研究時間を確保するための制度を設けている。

1) サバティカル・在外研究

法学研究科では、サバティカル制度に関する内規を定め、本研究科教授または准教授として6年

以上継続して勤務した者を対象に、各年度 2 名を上限として、6 月以上 1 年以内の職務免除制度（サバティカル制度）を設けている。令和 4 年度は利用者がいなかったが、令和 3 年度にこの制度により、教授 1 名が職務免除を受けて、研究に専念している。

このほか、若手教員に対して、長期の在外研究に出て、集中して研究を進めることを奨励している。令和 4 年度中には、2 名の准教授が新たに在外研究に出発している（このほか 2 名の准教授が前年度から継続して在外研究に従事している）。

2) 准教授の在外研究に対する経済的支援制度の創設

若手教員の在外研究をさらに支援するため、令和 3 年度末に、同窓生からの寄付を原資とする法学研究科学生支援基金の助成対象を准教授の在外研究にも拡張することとし（これにより基金の名称を学生「等」支援基金と改めた）、令和 4 年度から本格的に運用を開始した。令和 4 年度は、在外研究に出発した准教授 2 名が、この制度による助成を受けている。